

■ 中小企業事業資金貸付けあっせん条件等										※消せるポルベンなどで申請書を記入された場合、あっせんを受けられませんのでご注意ください。										■ 創業支援資金の申込区分	
条件・対象者				資金 使途	融資限度額 (10万円 単位)※1	利率(%)		貸付期間 (据置期間)	保証料 補助金	必要書類 ※各種証明書等は直近3ヶ月以内のもの	区分	内 容									
中小企業者 支援資金	① 信用保証協会の保証対象業種であり、信用保証協会の保証資格を有していること。 ② 市民税を滞納していないこと。 ③ 個人(外国人を除く)にあつては、市議会議員の選挙権を有すること。 ④ 法人にあつては、原則として連帯保証人(当該法人の企業代表者であること)(※2)がいること。 ⑤ 法人にあつては、本店所在地が多摩市内にあり、引き続き多摩市内で1年以上事業を営んでいること。又は個人で引き続き1年以上事業を営む者が設立し、本店所在地が市内にある法人で、当該事業と同一の業種を営むものであること。 ⑥ 個人にあつては、多摩市内に1年以上居住し、引き続き1年以上事業を営んでおり、住民基本台帳に記録されている18歳以上の者であること。				2.3	1.3	(6ヶ月以内) 最長7年	信用保証料の全額 ※8	【法人】 ・申込書「第6号様式」の2※5 ・代表者の住民票 ・直近の決算に係る法人市民税納税証明書 ・法人登記事項証明書 【個人】 ・申込書「第6号様式」※5 ・申込者の住民票 ・前年分の市民税納税証明書(又は非課税証明書) ・【法人・個人とも共通に必要な書類】 ・確定申告書と決算書の全項写し ・設備資金の場合は資金使途を証する書類の写し(見積書など) ・追加融資の場合は申込時点の借入残高が分かる書類(返済予定表等) ・暴力団排除に関する誓約書 ・「情報提供に関する同意書」小口零細企業保証制度利用の場合 ・「あっせん申込みに係る資料」小口零細企業保証制度利用の場合 【⑤の又は以降に該当する法人】 ・個人事業主に係る「開業届出書の写し又は開業した日付がわかる書類」及び「確定申告書と決算書の全項写し」	ア	個人が創業 事業を営んでいない個人であつて、新たに個人又は法人で創業しようとする具体的計画を有しているもの。										
										小規模企業者 支援資金※3	イ	法人が新たに法人を設立し創業 中小企業者である法人が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに法人を設立して創業しようとする具体的計画を有しているもの。但し、中小企業である法人が新たに設立する法人の筆頭株主になること。									
創業支援資金		① 信用保証協会の保証対象業種であり、信用保証協会の保証資格を有していること。 ② 市民税を滞納していないこと。 ③ 個人(外国人を除く)にあつては、市議会議員の選挙権を有すること。 ④ 法人にあつては、原則として連帯保証人(当該法人の企業代表者であること)(※2)がいること。 ⑤ 法人にあつては、設立登記の際本店所在地が市内にあること。 ⑥ 個人にあつては、市内に居住し、住民基本台帳に記録されている18歳以上の者が創業すること。 ⑦ 右表「創業支援資金の申込区分」のAからオまでのいずれかに該当していること。 ※同一の創業に係る、創業支援資金の申込は1度のみ可。				1.9	0.9	(12ヶ月以内) 最長7年	信用保証料の全額	【申込区分A・ウ・オ】※右表参照 ・申込書「第6号様式」の3※5 ・申込者の住民票 ・市民税(法人は代表者のもの)納税証明書(又は非課税証明書) ・【申込区分ウ】 ・開業届出書の写し又は開業した日付がわかる書類 【申込区分イ・エ・オ】 ・申込書「第6号様式」の4※5 ・代表者の住民票 ・法人市民税納税証明書 【申込区分によらず共通に必要な書類】 ・法人登記事項証明書(法人が創業する場合) ・源泉徴収票又は確定申告書の全項写し ・設備資金の場合は資金使途を証する書類の写し(見積書など) ・暴力団排除に関する誓約書 【その他(必要に応じて)】 ・特許法又は意匠法に基づく登録を証する書類の写し ・法律に基づく資格を証明する書類の写し ・その他申込書の内容を証明する書類	ウ	個人が創業(創業して1年未満) 事業を営んでいない個人が個人又は法人で創業し、創業した日から1年未満のもの。									
											エ	法人が法人を設立し創業(創業して1年未満) 法人が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立した法人で、創業した日から1年未満のもの。但し、法人が新たに設立する法人の筆頭株主になること。									
借換え資金	中小小規模企業者 支援資金※3	(1)「中小企業者支援資金」「小規模企業者支援資金」の①～⑥の条件を満たしていること。 (2)「中小企業者支援資金」「小規模企業者支援金」「創業支援資金」を利用し、償還を1年(据置期間を除く)以上滞りなく継続していること。 (3)一本化したい既存融資と同一の指定金融機関及び支店において、追加融資を申込みこと。 ※「借換え資金(小規模企業者支援資金)」への申込みは、既存貸付けが「小規模企業者支援資金」に限る。 ※ 同一金融機関の既存貸付(直近4口まで)と追加融資の一本化が可能。 ※ 既存貸付と追加融資の資金使途が異なる場合、借換え(一本化)ができない場合あり。申込み先の金融機関で要相談。				運転・設備	2,000万円	2.3 ※4	1	1.3	(据置無) 最長7年	無	オ	法に基づく創業 事業を営んでおり、特許法又は意匠法の登録を有するもの(第三者からの導入を含む)もしくは法律による資格を有し、その登録または資格に基づく事業を個人又は法人で創業し、創業した日から1年未満のもの。但し、事業を営んでいる個人が個人事業として行う場合を除く							

★地域経済に影響をおよぼす恐れのある緊急事態に備え、「特別融資：緊急支援資金」もございますが、**現在は発動しておりません。**

※1 この制度による借入額の償還が完了しない場合においても、借入総額と申込額の合計が融資限度額を超えない範囲において再度の申込みができます。

※2 申請書には記載していただきますが、金融機関・信用保証協会の審査の結果、不要とできる場合があります。

※3 小規模企業者支援資金は、万一融資の返済ができなくなった場合に保証協会が金融機関に対して100%保証する小規模企業者を対象とした「小口零細企業保証制度」をご利用いただけます。小規模企業者については、本パンフレット表面「小規模企業者の定義」をご確認ください。

※4 借換えの利率及び利子補給率は、借換え申込み時の利率等が適用されます。

※5 「申込書」に付随する「事業計画書」について、「現在までの事業経過」「資金使途」「今後の事業計画」等の項目は、**全て具体的に詳しく記入してください。**記入内容が不十分とみなされたとき、あっせんを受けられない場合があります。

※6 返済方法は、元金均等月賦返済に限ります。

※7 必要書類の証明書等は発行から3か月以内のものをご提出ください。

※8 物価高騰対策として令和8年7月1日から令和9年3月31日まで申込みされた事業主は、信用保証料の全額を市が補助します。

■ **設備資金について**

設備資金は、店舗、工場又は倉庫の増改築、機械器具の購入等の資金であり、**事業に必要であると認められるもの**が対象です。事業に不必要と判断される資金に係るあっせん申込については、受理できません。また、既に支払った資金に係る設備資金のあっせん申込は、受理できません。事業完了後、**設備資金使途報告書**を提出していただきます。

車両については、次の通りです。なお、業種や業務内容に照らし車両の必要性を判断します。

- ・原則として、車両本体価格300万円をあっせん限度額とする。ただし、タクシーやトラック、建設機械等の業務用特殊車両についてはこの限りでない。
- ・国産車以外の車両や事業に不必要と判断される装備(4WD車、寒冷地仕様等)を追加した車両に係る申込は、不可。